

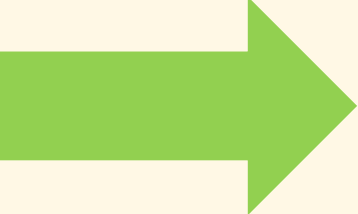


昭島市地域防災計画（修正素案）

【概要】

令和5年12月18日
昭島市役所

- (1) 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月東京都防災会議公表）
【前回（平成24年）の公表から10年ぶりの見直し】
- (2) 東京都地域防災計画の修正（令和5年5月東京都防災会議）
【新たな被害想定や災害対策基本法の改正を踏まえた所要の修正】
- (3) 火山計画（富士山噴火降灰対策）の策定
【昭島市地域防災計画に新たに追加】



被害想定を踏まえ、東京都地域防災計画との整合性を図り、新たに火山計画を追加し、昭島市地域防災計画を修正する

2 本計画の基本とする地震の被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる地震 ⇒立川断層帯地震（マグニチュード7.4）
 今後30年以内の発生確率は、0.5～2%と低いとされているが、発生した場合、本市に大きな影響を与えることから、市民の安全、安心を守るため、本計画における想定地震を立川断層帯地震とする。

被害項目		令和4年 想定被害	平成24年 想定被害	増減
ゆれ・建物の被害	死者	最大100人	最大157人	▲57
	傷者	最大1,312人	最大1,887人	▲575
火災	死者	最大66人	最大43人	23
	傷者	252人	最大160人	92
屋内収容物	死者	最大4人	最大4人	0
	傷者	最大77人	最大83人	▲6
建物全壊棟数（ゆれ）		1,668棟	2,598棟	▲930
火災件数		15件	14件	1
焼失棟数（倒壊建物含む）		3,021棟	2,190棟	831
避難者数		最大37,433人	最大45,900人	▲8,467
避難所避難者数		最大24,956人	最大29,835人	▲4,879
電力停電率		21.9%	26.3%	▲4.4
通信不通率		10.6%	8.8%	1.8
上水道断水率		47.4%	72.2%	▲24.8
下水道管きよ率		5.1%	22.2%	▲17.1
ガス供給停止率		0%	0%	0

被害の特徴

- (1) 火災による死傷者、出火件数及び焼失棟数は**増加**している。
- (2) ゆれ・建物被害による死傷者及び倒壊棟数は**減少**している。
- (3) 避難者数及び避難所避難者数は**減少**している。
- (4) ライフラインの被害等については、通信不通率を除き、**減少**している。

(1) 火災による死傷者、火災件数及び焼失棟数の増加

要因

- 1 死傷者数は、焼失棟数の増加に伴って増加した。
- 2 震度7のエリアが広がったことから、出火件数及び焼失棟数が増加した。
- 3 市街地が密集化、巨大化している。

(2) ゆれ・建物被害による死傷者及び倒壊棟数の減少

要因

- 耐震化率が向上している。
 一般住宅の耐震化率 平成24年（67.3%）⇒令和4年（76.3%）

(3) 避難者数及び避難所避難者数の減少

要因

- 断水率の低下によりライフライン被害による避難者が減少した。

(4) ライフラインの被害の減少

要因

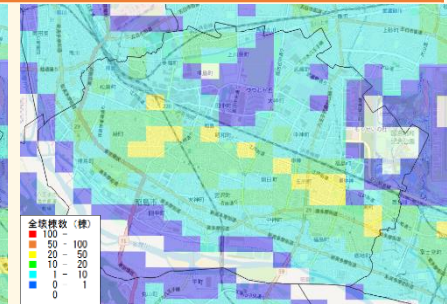
- ライフラインの耐震化率が向上している。



震度分布図

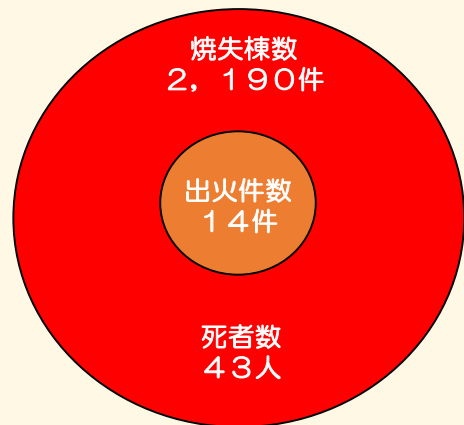


焼失棟数分布図

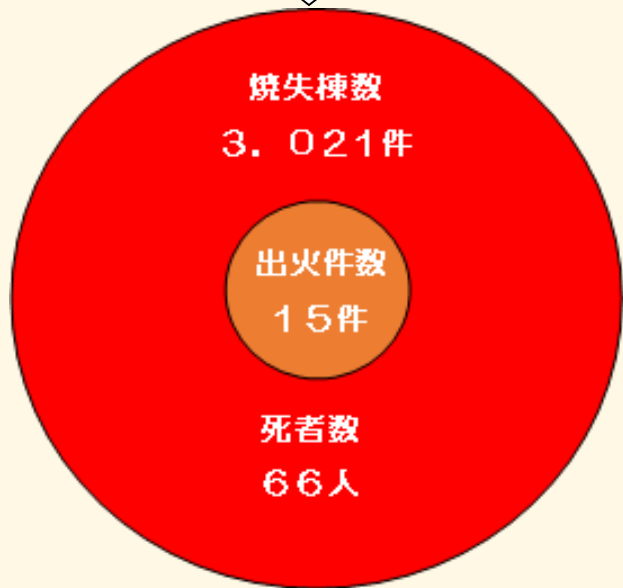
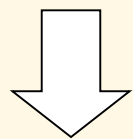


全壊棟数分布図

3 火災による死者、焼失棟数の増加



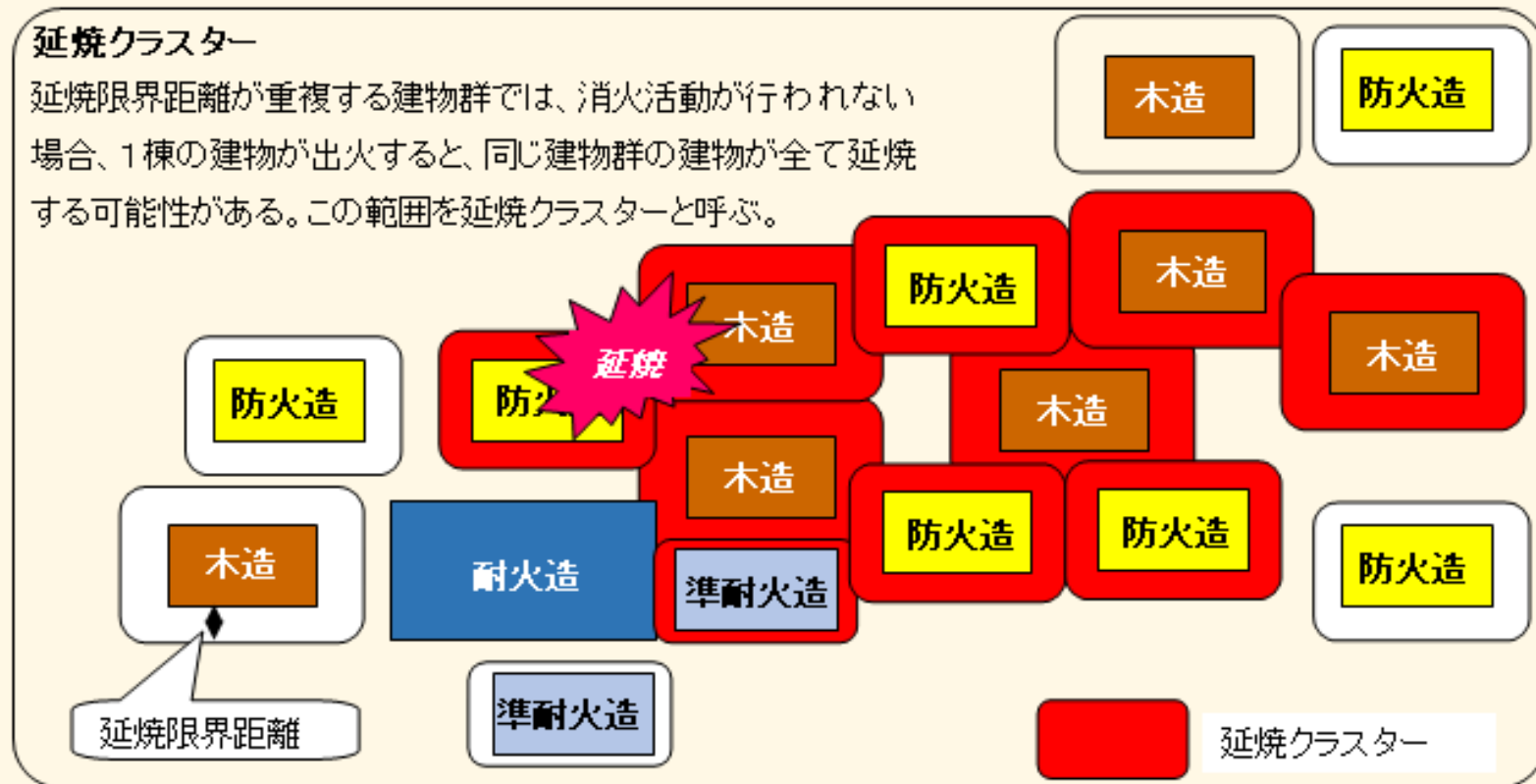
平成24年被害想定



令和4年被害想定

延焼クラスター

延焼限界距離が重複する建物群では、消火活動が行われない場合、1棟の建物が出火すると、同じ建物群の建物が全て延焼する可能性がある。この範囲を延焼クラスターと呼ぶ。



出火件数が少ない場合でも、建物が密集化した地域では、延焼クラスター内の建物が延焼する。

4 主な修正概要

平成24年における被害想定と比較し、ライフラインなど被害想定が軽減しているものに関する各種対策は、大きく変更せず継続して推進するものとし、被害想定が増加している火災に関しては軽減対策等を新たに追加するものとする。

○震災関連（総則、災害予防計画、震災応急・復旧対策計画）

- (1) 各種法令改正、計画等の修正内容等の反映・整合を図る。（首都直下地震等による東京の被害想定報告書・東京都地域防災計画等）
- (2) 新たな減災目標及び指標を設定する。（東京都地域防災計画との整合性を図りつつ、市の特性や課題を踏まえる。）
- (3) 複合災害への対応（地震による被害に加え、大規模風水害等が複合して発生した場合に起きうる事象を整理）
- (4) 新たな視点の追加（計画の章を構成する3つの視点に、新たに「災害につよい人づくり」を追加、地域防災力の向上を第1章に移行）
- (5) マンション防災の追加（マンション防災の必要性の高まりにより、自助・共助の構築を追加）
- (6) 各種計画の策定（災害時受援応援計画、避難行動要支援者個別避難計画等の策定を明記）
- (7) 備蓄等の見直し（避難所避難者数が見直されたことによるもの）
- (8) 応急対策の機能強化（初動態勢の見直し：各学校避難所「避難所対策班」の設置、災害対策本部機能の強化「本部応援要員」の設置）
- (9) 関係各機関による対策等の見直し（昭島警察署、昭島消防署、昭島ガス等）

○火山計画

未計画の火山対策について、東京都地域防災計画「富士山噴火降灰対策」に基づき、昭島市地域防災計画に「火山計画」を追加する。

○その他（風水害計画、危機管理計画（大規模事故等）、災害復興計画） ⇒ 各種法令・計画等との整合性を図る。

（附則 「警戒宣言に伴う対応措置」 ⇒ 「南海トラフ地震等防災対策」に名称変更 ⇒ 東京都地域防災計画との整合性を図る。

5 地域防災計画の構成

部 名	部で定めている事項	修正概要
第1部 総則	計画の目的、基本方針、責務、業務大綱、被害想定、減災目標など、計画全体に係る基本事項を定めたもの	立川断層帯地震の被害想定を踏まえ、 <u>市の課題、減災目標の設定</u> 、目標達成のため、 <u>4つの視点による指標</u> を掲げる。 <u>複合災害</u> を追加
第2部 災害予防計画	災害に備え、減災のために必要な予防対策について、ハード・ソフト両面から定めたもの	「 <u>災害につよいひとづくり</u> 」、「 <u>災害に強いまちづくり</u> 」、「 <u>市民の安全を守る体制づくり</u> 」、「 <u>市民の生活安定と早期再建の仕組みづくり</u> 」の4つの視点から章を構成 ・ <u>出火防止対策、初期消火能力の向上等</u> を追加 ・ <u>マンション防災における自助・共助</u> を追加 ・ <u>受援応援計画、避難行動要支援者個別避難計画の策定</u> ・ <u>備蓄の見直し</u> ・ <u>災害対策本部等、応急対策等の機能強化</u> ・その他、各種法令、計画等との整合性
第3部 震災応急・復旧対策計画	震災時における応急・復旧対策について、ハード・ソフト両面から定めたもの	
第4部 風水害計画	風水害に対応するため、各種警報情報の伝達と的確な避難指示・避難誘導を行うとともに、被害への応急措置対策を定めたもの	水防活動に係る注意報及び警報の基準、洪水予報の発表基準、多摩川重要水防箇所等の修正 「避難情報」を、都地域防災計画と整合を図るために「 <u>避難指示等</u> 」に修正
第5部 危機管理（大規模事故等）計画	地震以外の大規模事故、大規模火災、環境汚染、健康被害事象発生時の対策について定めたもの	市の組織改編に伴い、防災課を防災安全課に修正
第6部 火山計画	<u>富士山噴火に伴う降灰被害及び対策について定めたもの</u>	<u>富士山噴火に伴う降灰による被害の災害予防計画、災害応急・復旧計画を策定</u>
第7部 災害復興計画	大規模災害発生後に早期に市民の生活復興と都市機能の復興を図るための体制を定めたもの	災害復興方針の策定における配慮事項を修正 災害復興に係る行動プログラムを修正
付 編 南海トラフ地震等防災対策	<u>南海トラフ地震等防災対策</u> 及び東海地震事前対策（警戒宣言が発せられた場合の措置）について地域防災計画の付編として定めたもの	都地域防災計画との整合性
資料編・協定編	上記各部における付属資料及び協定締結関連	「資料」を整理 「資料編」と「協定編」に分割

被害軽減効果の推計

東京都は、被害想定について、以下の項目等について、防災・減災対策が強化された場合の被害軽減効果を推計した。

(1) 出火抑制対策による火災被害の軽減効果

⇒ 今後の対策の進展により、被害が7～9割程度減少

項目	現況	促進①	促進②
(1) 電気を要因とする出火の低減	8.3%	25%	50%
(2) 初期消火率の向上	36.6%	60%	90%

- 電気を要因とする出火の低減
- 初期消火率の向上



(2) 耐震化率の向上による、ゆれによる建物被害や人的被害の軽減効果

⇒ 今後の対策の進展により、被害が6～8割程度減少

項目	現況	促進①	促進②
耐震化の推進	住宅の耐震化率 92% など	耐震化率100% (1981年基準)	2000年基準



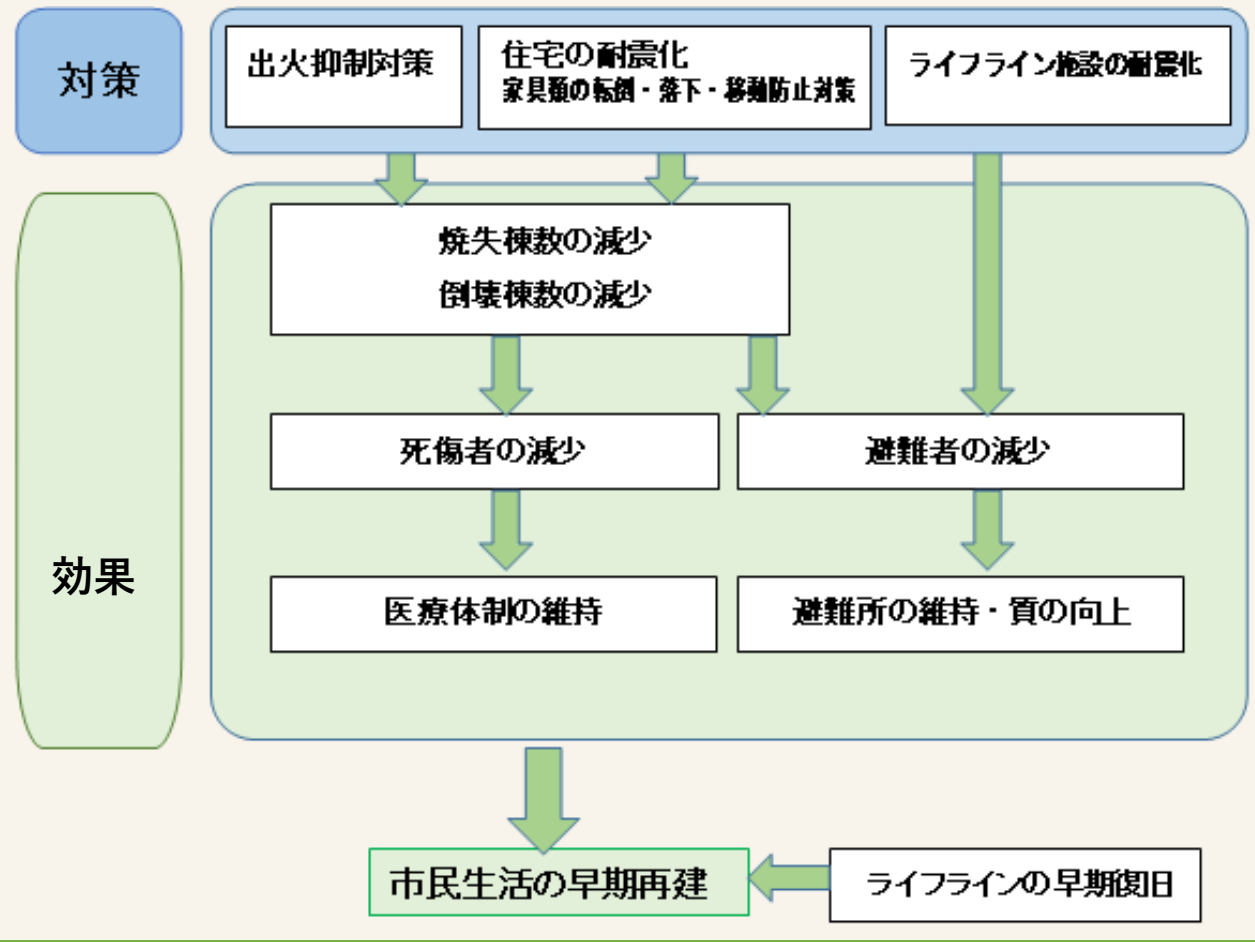
(3) 家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率の向上による人的被害の軽減効果

⇒ 今後の対策の進展により、被害が4～8割程度減少

項目	現況	促進①	促進②
家具等の転倒・落下等防止対策実施率の向上	57.3%	75%	100%



被害を軽減するための対策と効果



東京都地域防災計画
減災目標

●減災目標

2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による**人的・物的被害を概ね半減**する。

市としては、東京都と整合性を図りつつ、被害想定では火災による死者及び焼失棟数が増加していること等を踏まえ、**目標の頂を明確にして減災に取り組む**ために**具体的な減災目標**とした。

現 昭島市地域防災計画

目標1 死者の減少

- ①住宅倒壊による死者の減少（約6割減）
- ②火災により死者の減少（約6割減）

目標2 避難者の減少

- ①住宅の倒壊や火災による避難者を4割減少させる。
- ②ライフライン被害等による避難者の早期帰宅。

目標3 帰宅困難者の安全確保

帰宅困難者25,772人の安全を確保する。

目標4 ライフラインの早期復旧

ライフラインを60日以内に95%以上回復させる。

昭島市地域防災計画 減災目標
2030年度（令和12年度まで）

減災目標1 火災による死傷者及び焼失棟数を半減する。

- 火災による死者66人を33人に減少させる。
- 火災による傷者252人を126人に減少させる。
- 焼失棟数3,021棟を1,510棟に減少させる。

（※立川断層帯地震M7.4・冬・夕方・風速8 m/sにおける想定被害数値）

減災目標2 ゆれ・建物被害による死傷者及び倒壊棟数を半減する。

- ゆれ・建物被害による死者100人を50人に減少させる。
- ゆれ・建物被害による傷者1,312人を656人に減少させる。
- 倒壊棟数1,669棟を835棟に減少させる。

（※立川断層帯地震M7.4・冬・早朝・風速8 m/sにおける想定被害数値）

減災目標3 ライフラインの被害を最小限に抑え早期に復旧させる。

- ライフラインの耐震化を推進する。
- ライフラインを60日以内に、95%以上の回復を目指す。

◆視点1 「災害に強いひとづくり」

自助の備えを講じている市民の割合 (100%)

防災ガイドブックなどを活用し、市民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を推進する。

出火防止対策実施率 (感震ブレーカー設置率25%)

- (1) 木造住宅密集地域などに、感震ブレーカーの設置に対する普及啓発の促進等を行う。
- (2) 住宅用火災警報器の設置、維持管理に対する普及啓発の促進を行う。

初期消火対策実施率 (消火器保有率60%)

- (1) 木造住宅密集地域を中心に、住宅用消火器の設置を促進する。
- (2) 防災訓練の実施及び参加促進を図る。(消火器、スタンドパイプの取り扱い要領の熟知)
- (3) 木造住宅密集地域を中心に街頭消火器の増設、スタンドパイプの配置を行う。

家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率 (75%)

各種普及啓発ツールの活用などにより、家具類の転倒防止等対策を促進する。

防災リーダーの育成(防災士取得)

自主防災組織等に対し防災士の資格取得を奨励し、防災リーダーとしての育成を図る。

消防団の定員充足の継続及び装備の充実強化

消防団の定員充足を継続させるために、あらゆるツールを活用し、消防団の存在と活動を周知するなど入団に向けた取組を推進する。併せて装備の充実を図り災害対応を強化する。

◆視点3 「市民の安全を守る体制づくり」

市業務継続計画(BCP)の改定

令和7年度までに改定する。

受援応援体制の充実強化

市災害時受援応援計画を策定する。(令和7年度までに作成)

避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者個別避難計画を作成する。(令和8年度までに作成)

地域コミュニティ活動の推進

地域コミュニティ活動連携推進計画を策定する。(令和6年度までに作成)

防災拠点としての機能を有する施設の整備

市民総合交流拠点施設を整備する。(令和7年度)

一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業所の割合 (70%)

都内滞留者の大半を占める事業所従業員に対し、効果的な普及啓発を実施する。

◆視点2 「災害に強いまちづくり」

住宅の耐震化率(令和7年度までにおおむね解消)

住宅の耐震化率を77.1%から「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消」とする。

住宅・建築物の不燃化

- (1) 都市計画に基づく住宅・建築物の不燃化を促進する。
- (2) オープンスペースの整備及び確保を図る。
 - ア 都市計画公園等の整備や農地の保全による避難空間の確保
 - イ 既存公園、避難場所等の周辺の緑の確保による避難場所の機能強化と地区レベルの防災活動拠点機能の整備
- (3) 防災性の高い道路網を形成する。
 - ア 避難道路、緊急物資輸送ルート及び延焼遮断帯として機能するよう、都市計画道路及び主要幹線道路の整備・拡幅の推進

上下水道の耐震化

- ア 上水道施設の耐震化
 - イ 耐震継手への布設替えを推進し、耐震管率を令和9年度までに42.6%とする。
- イ 下水道施設の耐震化
 - ア 下水道管の耐震化を推進する。特に、避難所や防災拠点の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を優先し、令和8年度までに重要な幹線等の耐震化率を82.6%とする。

消防水利充足率(100%)

防火水槽の整備及び事業者と連携した消防水利を確保する。

◆視点4 「市民の生活安定と早期再建の仕組みづくり」

避難所環境の向上

避難所運営の向上や必要な物資の確保体制等を通じて避難所環境の不断の見直しを図る。

災害時避難施設等の充実

災害時における避難所施設の充実を図るために民間団体等との協定締結を図る。

【被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	<ul style="list-style-type: none"> 地震動や液状化により堤防が損傷した箇所から浸水被害が拡大 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> 数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、災害廃棄物の撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

【複合災害に備え留意すべき事項】

1 留意事項

- (1) 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- (2) 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の推進
- (3) 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
- (4) 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- (5) 夏季発災時における熱中症対策

2 大規模自然災害＋大規模自然災害

- (1) 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
- (2) 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- (3) 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応等

3 感染拡大＋大規模自然災害

- (1) 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- (2) 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応等

現状と課題

第1章 地域防災力の向上

現状

- ・防災ガイドブック配布、防災講演会
- ・防災訓練指導
- ・自主防災組織「震災活動マニュアル」作成

課題

○自助による市民の防災力

【火災による死傷者や焼失棟数を軽減】

- ・住宅用消火器などの消火用具の備え
- ・自宅における感震ブレーカーの設置
- ・住宅用火災警報器の設置及び維持管理
- ・初期消火能力の向上

【建物のゆれ等や屋内収容物による死傷者を軽減】

- ・自らの建物の耐震性や耐火性を確保
- ・家具類の転倒防止・落下・移動の防止の備え
(市民意識調査家具類転倒対策実施率38.7%)

○地域における共助

- ・高齢者など要配慮者の適切な支援
- ・自主防災組織活動の活性化の推進

○マンション防災における自助・共助

- ・マンション防災の必要性(在宅避難)

災害予防計画

第1章 地域防災力の向上

○自助による市民の防災力の向上

【自助の備え】

- ・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ・在宅避難に向けた日常備蓄の実施(最低3日間分:推奨1週間)

【防災意識の啓発】

- ・家庭内での備蓄
- ・自ら建物の耐震化・不燃化
- ・家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策

【防災教育・訓練の充実】

- ・市総合防災訓練(市民・事業所等)
- 初期消火訓練、避難訓練、応急救護訓練、身体防護・地震体験訓練、避難所体験訓練、救出・救助訓練、通報訓練、都市型水害対応訓練等

○地域による共助の推進

【日頃の備え】

- ・出火防止の徹底、初期消火訓練等の実施、消火資器材等の整備・保守、携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者の個別避難計画作成等、災害時の支援体制を整える。

【自主防災組織活動の充実】

- 防災士の資格取得を奨励し、防災リーダーの養成を図る。

○マンション防災における自助・共助の構築

- ・自助の備え・地域の備えに掲げる対策を推進する。
- ・エレベーターが使用不可となる場合を想定し日常備蓄を実施する。
- ・排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレを準備する。

震災応急・復旧対策計画

第5章 市民と地域による対応

○自助による応急対策の実施

- ・自身と家族の身の安全と出火防止、情報収集、自助の備蓄品の活用

○地域による応急対策の実施

- ・発災初期における初期消火、救出救護、応急救護活動等の実施

○マンション防災における応急対策の実施

【マンション管理組合等】

- 「地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。

- ・マンション居住者の安否確認を実施する。
- ・マンション共有の資器材を用いた救出活動支援を実施する。
- ・集会室等を利用した避難所運営を実施する。
- ・建物被害調査と二次被害防止を図る。
- ・ライフライン復旧状況を確認する。
- ・在宅避難継続のためのマンション居住者への支援を実施する。
- ・マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配を実施する。

現状と課題

第2章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり
現状

○耐震化の推進（令和5年1月末の耐震化率）

- 一般住宅（77.1%）
- 民間特定建築物（98.8%）
- 防災上重要な市有建築物（98.2%）

○建物内部の安全対策

市が指定した事業者と協定を結び、家具転倒防止金具の取付けあつ旋

○消防水利の充足率（令和5年8月末95.5%）

課題

- 出火、延焼防止対策
- 建物の耐震化、安全対策
- 家具の転倒・落下・移動防止対策

第3章 安全な交通ネットワークと災害に強いライフライン等の確保
現状

○ライフライン施設状況

- 上水道（計画的な耐震化の推進）
令和5年3月末（管の耐震適合管率は、58.2%）
- 下水道（計画的な耐震化に推進）
重要施設における耐震化を優先的に進めている。
昭島市下水道総合地震対策計画（污水管の重要な幹線等の耐震化率）令和4年3月現在（36.8kmのうち67.4%）
污水中継ポンプ場（郷地ポンプ場）の耐震化（完了）

課題

○本計画の想定地震である立川断層帯地震の被害想定

- 断水率（47.4%）
- 下水道管きよ被害率（5.1%）

災害予防計画

第2章 災害に強く安全に暮らせるまちづくり

○建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 「昭島市耐震改修促進計画」都と連携、耐震化の推進
（市有建築物）令和7年度まで（耐震化率 98.2%→100%）
（一般住宅）令和7年度まで
（耐震化率77.1%→耐震性が不十分な住宅をおおむね解消）
（民間特定建築物）令和7年度まで
（耐震化率98.8%→耐震性が不十分な住宅をおおむね解消）
- 住宅等民間建築物の耐震診断・耐震改修等
（木造住宅の耐震診断や耐震化の助成制度の周知）
- マンションの耐震化等
（マンションの耐震化の促進）
- 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止対策
対策実施の普及啓発（令和12年度まで実施率38.7%→75%）

○出火、延焼等の防止

- 初期消火体制の強化
（木造住宅密集地域⇒街頭消火器の増設・スタンドパイプ配置）
（街頭消火器が設置されていない地区⇒街頭消火器の設置）
- 住宅用火災警報器、住宅用消火器等の設置普及啓発

第3章 安全な交通ネットワークと地震に強いライフライン等の確保

○ライフライン施設の安全化

- 水道施設 導水管
計画的な耐震管への布設替え
- 下水道施設
避難所・防災拠点の施設
排水を受け入れる下水道管の耐震化
令和8年度までに重要な幹線等の耐震化率を82.6%とする。

震災応急・復旧対策計画

第6章 消火・救助・救急・警備活動等

○消火・救助・救急活動

- 関係機関の役割（市、消防署、警察署の役割分担）
市本部に参画し、消防の見地から情報提供や助言等を行う。（昭島消防署）
- 昭島消防署における初動態勢の確保
初動態勢（震災第一非常配備態勢・震災第一非常配備態勢・震災第一非常配備態勢） 震災消防活動（活動方針・部隊運用・情報収集・消火活動）

○危険物・毒物・劇物取扱施設等の応急措置
の実施

- 市は、市民に対する情報提供、避難指示等
- 石綿含有建築物等の応急措置都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施する。市民、作業員、ボランティア等に対し石綿ばく露防止の注意喚起を行う
建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援を行う。

現状と課題

第4章 応急対応力の強化

現状

- ・勤務時間内の初動態勢（段階的な非常配備態勢の発令）
- ・夜間・休日等の勤務時間外（震度5弱以上全職員が自主的参集）

課題

- ・市の初動対応（業務継続計画の見直し、災害時業務計画の修正）
- ・広域連携体制（災害時における受援応援計画の策定）

第5章 情報通信の確保

現状

- ・住民等への情報提供体制を整備

課題

- 住民等への情報提供体制
- ・より多くの市民に対する迅速・的確な情報提供体制の構築
- 住民相互の情報収集等
- ・発災時の安否確認ツールが十分に活用されていない。

第6章 帰宅困難者対策

現状

- ・帰宅困難者の受入れ施設（市内39か所の避難所を指定）
- ・帰宅困難者支援ステーション（2か所設置）

課題

- ・市で予想される帰宅困難者数（立川断層帯地震8,754人）
- ・東京都帰宅困難者対策条例の周知（条例認知度低下傾向）
- ・帰宅困難者への情報通信体制（通信環境の強靱化）
- ・一時滞在施設の確保と備蓄の充実
- ・帰宅支援（帰宅方法についての事業所への周知）

第7章 医療救護等対策

現状

- ・三師会と災害医療救護体制を構築している。
- ・医薬品の確保について三師会と検討を進めている

課題

- ・初動医療救護体制の確保
- ・医薬品及び医療資器材の確保

災害予防計画

第4章 応急対応力の強化

○初動対応体制の整備

- ・市民総合交流拠点施設、学校給食調理場の整備
- ・業務継続計画（BCP）の作成及び見直し
- ・災害時業務計画の作成及び見直し

○広域連携体制の整備

- ・相互応援協定等の締結
- ・災害時受援応援計画の策定（策定後の適宜見直し）

第5章 情報通信の確保

○市民等への情報提供体制の整備

- ・市の情報提供手段（防災行政無線、支局の増設、防災行政無線電話応答装置、J:COM防災情報サービスの提供、メール配信サービス、昭島市公式Xの活用、昭島市公式LINEの活用、Yahoo!防災速報の活用、コミュニティFMの活用、ケーブルテレビ局の活用、NTTドコモ緊急速報「エリアメール」
- ・au、ソフトバンク、楽天モバイル「緊急速報メール」の活用

第6章 帰宅困難者対策

- ・東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底
- ・帰宅困難者への情報通信体制整備
- ・帰宅困難者対策ホムレションシステムを開発・運用（東京都・令和6年度末）

第7章 医療救護等対策

○初動医療体制の整備

- ・市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーターの設置
- ・災害時小児周産期レジソン（都災害時小児周産期レジソン）
- ・地域災害時小児周産期レジソン
- ・医療救護活動の確保、搬送体制の整備、防疫体制の整備

○医薬品・医療資器材の確保

- ・発災から72時間（医薬品の確保を三師会と協議）
- ・災害薬事センター設置：保健福祉センター（あいぽっく）
- ・医薬品等の調達方法を市薬剤師会及び卸売販売業者と協議

震災応急・復旧対策計画

第1章 応急活動体制

○市災害対策本部の組織及び運営

- ・本部応援要員の設置（指令情報班支援及び電話対応）
- ・職員の初動態勢
- 「避難所対策班」各学校避難所における初動対応

第8章 帰宅困難者対策

○ホムレションシステム等を活用した初動対応

○一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

- ・市立の一時滞在施設等に開設を要請
- ・滞留者への情報提供等
- ・都DIS若しくは帰宅困難者ホムレションシステムにて報告

○集客施設及び駅等における利用者保護

- ・帰宅困難者対策ホムレションシステムによる情報発信（都）
- ・帰宅ルールの周知・管理

第10章 医療救護等対策

○初動医療体制

- ・市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーター等とLINEやEMIS等を活用し情報収集、初動期の医療救護活動

○医療情報の収集・伝達

- 市医療活動拠点⇒福祉保健部医療対策救護班、昭島市災害医療コーディネーター、災害薬事センター（昭島市災害薬事コーディネーター）

○初動期の医療救護活動

- ・緊急医療救護所（超急性期においては、市が指定した病院敷地内に緊急医療救護所を設置・運営する。）
- ・医療救護活動（医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。）

○医薬品・医療資器材の供給

- ・市薬剤師会と連携して、緊急医療救護所や避難所等の医療救護所への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後すみやかに設置する。

現状と課題

第8章 避難者対策

現状

- ・広域避難場所4か所、一時避難場所35か所
- ・避難所39か所、二次避難所（福祉避難所）4か所
- ・各学校に「学校避難所運営委員会」設置、「昭島市避難所運営マニュアル」策定、避難所運営訓練実施
- ・民間施設等との協定締結

課題

- ・避難所避難者のほか帰宅困難者約8,700人（現避難所の収容スペース）
- ・避難所における安全・安心の確保（女性・要配慮者等のニーズ、災害関連死対策の観点等を踏まえた体制の検討・整備）

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

現状

- ・備蓄倉庫市内（10か所）、簡易備蓄倉庫（学校避難所等24か所）
- ・食料（災害当日の1食分と2日分の計7食分を備蓄）
- ・飲料水災害対策用飲料貯水槽等
最大可能貯水総量（29,205m³）

課題

- ・避難所避難者数 最大4日目以降の24,956人
- ・発災後3日間の備蓄確保
（必要備蓄量の算出：発災から3日目までの最大避難所避難者数等を基準「東京都地域防災計画」より）
発災から3日目までの最大避難所避難者数⇒（23,646人）
- ・高齢者など要配慮者及び女性の視点、食事制限のある方や子供等に配慮をした食料・生活必需品を確保
- ・食料や生活必需品などの備蓄物資が増加した場合の保管場所の確保

災害予防計画

第8章 避難者対策

○避難体制の整備

- ・「避難行動要支援者名簿」情報の適切な更新
- ・「災害時要支援者個別避難計画」作成の推進

○避難所・避難場所等の指定と安全化

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の市民等への周知徹底
- ・要配慮者の支援体制の整備、多様な情報伝達の確保等

○避難所の管理運営体制の整備等

- ・障害者に対する情報提供及び情報発信体制の整備
- ・避難所の良好な生活環境の継続的確保
- ・避難所における性暴力、DVの発生防止

○車中泊者の発生抑制に向けた取組

- ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

○食料及び生活必需品等の確保

- ・自助による3日分の備蓄の必要性の普及啓発
- ・発災後3日分の物資の確保（発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等）
- ・備蓄物資の登録（物資調達・輸送調整等支援システム）
- ・災害時要援護者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保

- ・避難所における感染症拡大防止に必要な物資

○備蓄倉庫及び物資拠点の整備

- ・救援物資等の受入れ及び配送について事業所と協定を締結。
- ・要請に基づき、事業所等に物資集積・搬送拠点を設置

震災応急・復旧対策計画

第7章 避難者対策

○避難所の運営

- ・SNS等を活用した正確かつ迅速な情報発信
- ・感染症対策措置
- ・避難所運営等
専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力依頼、他市区町村等への協力要請

第9章 物流・備蓄対策

○備蓄物資の供給

- ・備蓄物資の搬送、食品・生活必需品の供給
（物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請、地域内輸送拠点で受領）

○物資の調達要請

- ・食料の調達
避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

○義援物資の取扱い

- ・義援物資の受入れ管理
施設が被災した場合や物資が多く受入れが困難な場合は、協定を締結している事業所に受入れ等の協力を要請する。

【義援物資の受入先 市総合スポーツセンター】

現状と課題

第11章 市民生活の早期再建対策

現状

○生活再建対策

- ・迅速な罹災証明の発行
(被災者生活再建支援システムを導入)

○災害用トイレの備蓄

- ・災害用トイレ(避難者75人/1基を目安に備蓄)
- ・仮設トイレ72基、マンホール型トイレ328基 計400基

- ・携帯用トイレ 21,400個

- ・し尿収集車(委託業者所有車両が2台配置)

課題

○生活再建対策

- ・り災証明の発行対象となる家屋(約6,800棟)

○災害用トイレの確保等

- ・災害発生当初(避難者約50人当たり1基)
- ・避難が長期化する場合(避難者約20人当たり1基)

○災害廃棄物処理対策 最大で56万トン

災害予防計画

第11章 市民生活の早期再建対策

○生活再建の事前準備

- ・罹災証明の発行手続
昭島消防署との協定締結や事前協議による罹災証明発行に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。

○し尿処理等

- ・50人あたり1基の災害用トイレを確保に努める。
(避難所施設のトイレの個室≪洋式便器で携帯トイレを使用≫と災害用トイレを合算)
- ・安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮。

最大避難所避難者24,956人

⇒必要な災害用トイレ数500基

○ごみ処理

- ・災害廃棄物処理計画の策定

震災応急・復旧対策計画

第15章 市民生活の早期再建対策

○家屋・住家被害状況調査等

- ・速やかな罹災証明発行手続
(マイナポータル「ぴったりサービス」による電子申請受付)
(火災の罹災証明書交付:昭島消防署と必要な情報を共有)

○被災住宅の応急修理

- ・応急修理の方法、修理の実施
(災害救助法が適用された地域)
震災により住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合居住に必要な最小限の応急修理を行う。
対象者は、災害のため住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

- ・都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。(国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了)

○応急仮設住宅の供与

- ・都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。
- ・公的住宅(一時提供型住宅)の供給、民間賃貸住宅(賃貸型応急住宅)の供給、建設型応急住宅

○被災者の生活相談等の支援

- ・相談センターを開設し、被災者の生活相談の実施
- ・避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者(世帯)を対象とした被災者生活実態調査(被災者センサス)を実施する。

第12章 要配慮者対策

○現状と課題

- ・避難行動要支援者名簿、避難支援プラン(全体計画)を作成している。
- ・個別避難計画の作成方法について検討し、順次、作成を進めていく。

○要配慮者の把握

- ・避難行動要配慮者の把握に努め、状況に応じた対応をとるよう努める

○支援体制の整備

- ・個別避難計画(個別避難計画作成のための基本的な情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の行動支援に関する取組指針を踏まえ、実効性のある避難支援等につなげることができるよう、個別避難計画の内容について慎重に検討をする中で作成に努める。)

15 第4部 風水害計画の主な修正内容

- 水防活動に係る注意報及び警報の基準の一部修正
- 洪水予防の種類と発表基準の一部修正
- 市組織改編による一部名称修正
- 多摩川洪水に係る避難指示等の発令の判断基準の一部修正

17 第7部 災害復興計画の主な修正内容

○ 市災害復興本部の設置

・市復興本部は、災害対策基本法、昭島市災害対策本部条例に定める市災害対策本部とは別の本部として設置する。

○ 復興計画の策定

- ・本部長は、基本指針「昭島市災害復興方針」を策定する。
- ・市復興本部は被災後6か月以内を目途に、「昭島市災害復興総合計画」及び「特定分野計画」を策定する。
- ・震災後2週間以内を目途に、市復興本部の審議を経て、「昭島市災害復興方針」を策定し、公表する。

・「災害復興方針」の策定（配慮事項）

- ① 人々の暮らしのいち早い再建と安定
- ② 災害に強く、安心してらせるまちづくり
- ③ 誰もが快適にらせる生活環境づくり
- ④ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

○ 特定分野計画の策定（都市の復興 行動プログラム）

- ・家屋被害概況調査の実施（発災から10日以内）
- ・家屋被害状況の調査・整理（10日～1か月以内）
- ・都市復興基本方針の策定・公表（2週間以内）
- ・第一次建築制限（2週間～1か月）※最大2か月まで
- ・時限的市街地（発災～）
- ・復興対象地区（発災～）
- ・都市復興基本計画（骨子案）策定・公表（発災～2か月以内）
- ・被災市街地復興推進地域（案）の作成と都市計画決定・告示（発災～2か月以内）
- ・復興まちづくり計画等の策定（発災～6か月以内）
- ・都市復興基本計画の策定・公表（発災～6か月以内）
- ・復興事業の推進（6か月～）

16 第5部 危機管理計画（大規模事故等）の主な修正内容

- 市組織改編による一部名称修正
- 危機管理対策委員会の所掌事務の一部修正

18 付編 南海トラフ地震等防災対策

○ 南海トラフ地震等防災対策

昭島市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での推進地域及び特別強化地域には指定されていない。そこで、南海トラフ地震等防災対策については、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とした第1部から第3部を準用するものとする。

○ 東海地震事前対策等

東海地震事前対策は、東海地震に関連する予知情報等が発令された場合、東京都、市区町村及び各防災機関が一体となって地震被害の防止または被害の軽減を図ろうとするものである。

東京都では、大規模地震対策特別措置法（昭和53（1978）年法律第73号。以下、「大震法」という。）第6条に基づき、東京都防災会議が策定する地震防災強化計画による対策を進めているが、地震防災対策強化地域（以下、「強化地域」という。）に指定されていない本市においても、警戒宣言等が発せられた場合の必要な措置について定めるものとする。

○ 基本的な考え方

東海地震はこれまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされていた。

しかし、中央防災会議で、現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできないとされたことから、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換された。（従前は、前兆的な「ゆっくりすべり」を監視し、通常とは異なる変化が観測された場合に「東海地震に関連する情報」が気象庁から発表されていた。）

令和元年5月31日より、「南海トラフ地震に関連する情報」の種類として、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表が開始された。

本計画は、大震法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の警戒宣言時等に関する対策を策定したものである。

第1章 富士山の現況等

第1節 富士山火山の概要

- 富士山の概要
- 富士山の成り立ち
- 歴史資料上の噴火
- 最近の活動

平成12年10月から12月まで及び翌年4月から5月までの間にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

○ 富士山における噴火の特徴

- ・火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火
- ・山頂火口では繰り返し同一火口から噴火
- ・側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- ・噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、最大は宝永噴火、貞観噴火
- ・781年以降10回の噴火を確認



第2節 国による検討

富士山が活火山であると認識された。

第3節 噴火による被害想定

区分	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	梅雨時期及びその他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部10cm程度 その他地域2～10cm程度	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農業・商工業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

○ 火山灰の特徴

- ・火山灰とは火山岩が粉々になった細かい粒子

○ 降灰による昭島市への影響

- ・火山灰は濡れると道路が滑りやすくなるほか、視界が悪化する。
- ・雨どいや側溝、下水道などが詰まる。
- ・降灰時に車のワイパーを使用するとフロントガラスなどが傷つく。
- ・屋内に灰や粉塵が入り込むと空調機や電算機に障害が出ることもある。
- ・農作物の収穫量に影響する。
- ・電車等公共交通機関に影響する。

○ 降灰による人体への影響

- ・呼吸器系の影響
- ・目の症状
- ・皮膚への刺激

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の作成

降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を作成する。

第2節 火山観測

- 1 国の火山観測
- 2 気象庁の実施する火山観測

第3節 市民等の防災行動力の向上

- ・日頃から報道機関、都、市を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報などを理解しておく。
- ・降灰に備え、マスクやゴーグルなどを用意しておく。震災時と同様に水、食料等を最低3日分程度備蓄しておく。
- ・降灰を屋内に侵入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- ・降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- ・事業所は、噴火から市への降灰までには一定の時間的猶予があることから、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させる。

第4節 訓練及び防災知識の普及

第2部「災害予防計画」を準用

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 応急活動体制

第3部「震災応急・復旧計画」を準用

第2節 情報収集・伝達

- ・火山情報等
- ・火山（降灰）情報
- ・降灰予防

第3節「応援協力・派遣要請」、第4節「警備・交通規制」、第5節「ライフライン等の応急・復旧対策」、第6節「避難」、第7節「火山降灰対策用物資の配備」、第8節「救援・救護」、第9節「交通機関の応急・復旧対策」

・第3部「震災応急・復旧計画」を準用

第10節 宅地の降灰対策

宅地に降った火山灰は所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の市民では対応が困難な対策については、市が対応する。

第11節 火山灰の収集及び運搬

○ 火山灰の収集・運搬

- ・火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。
- ・火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い飛散しないように努めるものとする。
- ・宅地等に降った火山灰の運搬については、市が民間事業者等の協力を得ながら行うものとする。
- ・宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとする。

○ 火山灰の除去・撤去

都は、国に対し、富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すとともに、降灰による都市基盤への影響について、的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うことを引き続き要望する。市は火山灰の除去及び処分について、国及び都の動向を注視していく。